



暮らし

公共施設

市政

観光・史跡

事業者向け

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > 土壌の基準超過が報告されました。[ガイドナビを開く](#)いいね! 0 [Tweet](#) [fa](#)

土壌の基準超過が報告されました。

最終更新日 令和2年12月16日 | ページID 027939 [印刷](#)

本日、岡崎市総合検査センターから、岡崎市生活環境保全条例(以下「市条例」という。)第18条に基づき、記載の土地の土壌を調査した結果について報告がありました。

調査の結果、鉛及びその化合物が、市条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

この調査は、対象地である同センター内の工事を機に行われたものです。

概要は、以下のとおりです。

1 調査対象地

岡崎市美合町字五本松68番地1の一部

岡崎市美合町字穴田4番地の一部

2 報告内容

土壌の調査の結果、市条例に規定する基準の超過が判明した。

(1) 調査の実施期間

令和2年10月13日～同年12月10日

(2) 調査項目

事業所で使用履歴のある特定有害物質27項目

(3) 土壌調査結果

鉛及びその化合物について、次のとおり市条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果	土壌溶出量基準	超過区画数/調査区画数
鉛及び その化合物	0.028mg/l (2.8倍)	0.01mg/l以下	1/10

注1 ()内は、土壌溶出量基準に対する倍率

注2 区画とは調査対象地を10メートル格子で分割したもの

3 今後の措置について

現在、汚染があった土地はアスファルトで被覆されており、汚染土壌が飛散・流出することはありません。汚染が発覚した区画については、随時モニタリング調査を行うなど適切に管理していきます。

4 市環境保全課の対応

周辺地下水の汚染状況の調査を行うとともに、飲用井戸の有無を確認し、飲用井戸があった場合は、その所有者に対して飲用しないよう指導を行っていきます。

5 連絡先

岡崎市総合検査センター

電話番号 0564-57-0530

関連資料

- [添付資料1\(PDF形式 131キロバイト\)](#)

PDFファイルの閲覧には、[Adobe Reader](#)(新しいウィンドウが開き、岡崎市のサイトを離れます)が必要です。

お問い合わせ先

担当部署: 環境部環境保全課

電話番号: 0564-23-6194

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > 土壌の基準超過が報告されました。

岡崎市役所

〒444-8601 愛知県岡崎市十王町2丁目9番地(地図・アクセス) | 代表電話番号 0564-23-6000 | FAX番号 0564-23-6262

開庁時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分(祝日、12月29日～1月3日を除く)

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

[» 連絡先一覧](#)[» 施設一覧](#)

